

平成 23 年 9 月吉日

取引先各位 殿

株式会社マーナーコスメチックス
千葉県市川市原木 1-3-3-1
TEL 047-318-8610
FAX : 047-318-8630

くりこま高原藤沢工場住居表示変更のご案内

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 23 年 9 月 26 日より、岩手県にある弊社くりこま高原藤沢工場が市町村合併により住居が変更となります。(別添、告示参照)

これに伴い必要と思われる文書手続等について岩手県に問合せをいたしました。その見解内容もあわせてご案内致します。

ご多忙中のところ恐縮ですが、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

株式会社 マーナーコスメチックス くりこま高原藤沢工場

現行 岩手県東磐井郡藤沢町黄海字町裏 4 4 1

新 岩手県一関市藤沢町黄海字町裏 4 4 1

1. 変更届について

弊社が製造を受託している製造販売業者様におかれましては、化粧品製造販売届、医薬部外品製造販売承認書で製造所の住居表記を変更したり差換えたりする必要はないという見解を岩手県よりいただいております。

2. 委受託取決め書について

住居表記変更に伴う修正は行政から指導は行わず、業者間での判断に委ねるとの見解をいただいております。くりこま高原藤沢工場と委受託のある製造販売業者様において、変更のご要望があれば対応させていただきますのでご連絡下さい。

3. 製造業許可について

くりこま高原藤沢工場の化粧品及び医薬部外品製造業許可番号、許可年月日の変更はありません。許可証の住所書き換えは行いますので、新住所での許可証写しが入用な場合は担当営業にお申し付けください。

以上

(別添)

総務大臣による合併告示

○総務省告示第百七十号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、東磐井郡藤沢町を廃し、その区域を一関市に編入する旨、岩手県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十三年九月二十六日からその効力を生ずるものとする。

平成二十三年五月六日

総務大臣 片山善博